

五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

1 本条例の目的（条例第1条）

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

2 本条例の対象となる土砂の埋立て等の行為の定義（条例第2条）

（1）対象となる土砂

○土砂とは

- ・ 礫、砂、粘土（を含む。）及びこれらが集まった物

○土砂等とは

- ・ 岩石や化石などの自然物が混入又は付着する物
- ・ 地盤を安定させる目的でセメントや再生砕石（RC）などを混入又は付着させた改良土

○有価物か無価物かは問わない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の廃棄物を除くものとする。

※ただし、製品の製造や加工の為にの原材料のたい積は規制対象外。

（2）対象となる土砂の埋立て等の行為

○事業の区分

- ・ 特定事業…土砂等の埋立て等を行う区域の面積が500平方メートル以上の行為
（特定事業のうち、500平方メートル以上3,000平方メートル未満の特定事業を小規模埋立て等とし緩和措置を設ける。）

○行為の種類

- ・ 埋立て … 土砂等を搬入し、くぼ地等を平らにする行為
- ・ 盛り土 … 土砂等を搬入し、盛り上げてのり面が出来る行為
- ・ 一時堆積 … 土砂等を搬入し、一時的に積み上げて場外へ搬出する行為

(3) 小規模埋立て等（500平方メートル以上3,000平方メートル未満の特定事業）の緩和措置について

○緩和措置に関する事項

- ・ 特定事業区域の表土の地質検査の実施に関する事項
- ・ 水質検査場所の設置と水質検査の実施に関する事項
- ・ 施工中の土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための措置に関する事項（一時たい積特定事業以外の特定事業の場合のみ）
- ・ 発生場所ごとに土砂等を区分するための措置に関する事項（一時たい積特定事業の場合のみ）

(4) 許可を受けられる期間

○特定事業は最長3年、一時たい積は最長5年。

3 許可について（条例第9条、第11条、第13条）

(1) 許可の基準について（条例第13条）

○許可申請者や役員等が欠格要件に該当しないこと

- ・ 本条例の許可の取消しを受け3年を経過していないこと など

(2) 許可を要しない場合（条例第9条）

○許可を要しない事業

- ・ 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業
- ・ 採石法、砂利採取法、奈良県土採取規制条例、その他の法令及び条例に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために、一時的に土砂等のたい積を行う事業

○その他規則で定める事業

- ・ 本来の機能を保全する目的で行う通常の管理行為（運動場、駐車場などの維持管理）。
- ・ 災害復旧のために必要な応急措置。
- ・ 法令若しくは条例に基づく処分による義務の履行。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物処理施設又は届出のあった産業廃棄物の積替保管施設。
- ・ 農地法第4条又は第5条の許可を要する事業
（農地所有者自らが転用を行う場合、農地の権利移転や賃借権等の設定を行う場合）

(3) 構造上の基準 (主なものを抜粋)

(埋立等について)

- ・ 埋立て等の高さ…(事業区域と隣接する土地の最高地点) 0.5メートル
- ・ のり面の高さ…勾配 30 度、原則 1.5メートル以内(安定計算を行った場合はその限りではない)
- ・ 擁壁を用いる場合は宅造基準に基づくこと。
- ・ のり面の高さが5メートル以上になる場合は、のり面の高さ5メートルごとに1.5メートル幅の小段を設け崩壊防止の水路を設置すること。 など

(一時たい積について)

- ・ 事業場の隣接地と特定事業区域との間に2メートル以上の保安地帯をもうけること。
- ・ 土砂の堆積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差) 5メートル未満、勾配は 30 度以下とすること。
- ・ 土砂等の飛散の恐れがある場合は、散水等必要な措置を講じること。 など

(4) 許可後、届出後に必要な主な報告

- ① 事業着手届
- ② 変更届
- ③ 事業の廃止届
- ④ 事業の完了届
- ⑤ 譲受け届
- ⑥ 相続届 など

4 事業者等の責務について(条例第3条～第5条)

(1) 事業者の責務(条例第3条)

- 土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する。
- 事業活動で苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって解決にあたる。

(2) 土地所有者の責務(条例第4条)

- 土壌汚染や災害を引きおこす恐れのある事業者に土地を提供しない。
- 土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって解決にあたる。

(3) 市の責務(条例第5条)

- 土壌汚染や災害の発生を未然に防止するため、埋立等の適正化に関する施策を推進する。
- 不適正な土砂の埋立て等の監視体制の整備に努める。

5 土砂の安全基準について（条例第6条）

○環境基本法第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準ずる。

6 許可申請前、許可申請及び許可後に必要な市長への協議・申請・報告（届出）について

（1）事前協議

○指導要綱により申請前、変更申請前、譲り受け申請前に市との協議を義務付け。

協議に必要な主な事項

（特定事業関係）

- ・ 事業区域等の平面図及び断面図等の作成
- ・ 事業区域の土地全般に係る資料の提出
- ・ 土砂の埋立て等の安全確保に係る計算書等の提出 など

（周辺住民関係）

- ・ 特定事業の土地所有者の同意
- ・ 関係事業について周辺自治会等への説明会の実施 など

（審査関係）

- ・ 事前協議書を受理後、協議会の審査に付する。

五條市土砂等の埋め立て等の規制に関する協議会

会長	副市長
副会長	五條市理事
副会長	五條市技監
委員	産業環境部長
委員	農林政策課長
委員	企画政策課長
委員	危機管理課長
委員	建設課長
委員	まちづくり推進課長
委員	下水道課長
委員	水道局次長
委員	生活環境課長

計12名

(2) 許可申請（事業着手前に事業区域ごとに市長に申請する。）

(3) 許可後の申請

○許可後の申請

- ・ 変更申請（許可内容が変更する場合は事前に協議し申請する。）
- ・ 譲受け申請（事業の全部を譲り受けようとするものは市長に申請する。）

(4) 許可後の報告（届出）

○許可後に届出

- ・ 事業着手届
- ・ 土砂搬入届（土砂搬出場所ごと・5,000立方メートルごとに土砂安全証明（土壌検査結果報告書等）を添付する。

○6ヶ月ごとに報告（一時堆積は3ヶ月ごと）

- ・ 使用した土砂量の報告（土砂管理台帳を作成し事業に使用した土砂量を定期的に報告）地質検査報告（環境省で定める環境基準項目を市長に報告） 小規模は除く
- ・ 水質検査報告（事業所の排水を環境大臣が定める排水基準項目を市長に報告）
小規模は除く

○行為について10日以内に届出なければならないもの。

- ・ 事業の廃止届、完了届、終了届、相続届

7 行政指導の可能な範囲

(1) 指導、勧告、助言について

○許可の必要な事業者、許可受事業者及び事業土地所有者に対して

- (1) 安全基準に適合しない土砂等の使用に関すること。
- (2) 構造基準に適合しない土砂等の埋立て等に関すること。

○許可の必要な事業者、許可受事業者に対して

- (1) 事業の許可申請に関すること。

○許可事業者、届出事業者に対して

- (1) 変更申請又は変更届に関すること。
- (2) 着手届に関すること。
- (3) 廃止届に関すること。
- (4) 完了届に関すること。
- (5) 譲受けの許可申請又は譲受けの届出に関すること。
- (6) 相続等の届出に関すること。

※ 関係書類の保存に関すること。

○許可事業者に対して

- (1) 市が付した許可条件に関すること。
- (2) 土砂の搬入届に関すること。
- (3) 土砂管理台帳の作成等に関すること。
- (4) 使用された土砂量の報告に関すること。
- (5) 地質調査の報告に関すること。
- (6) 排水の水質調査の報告に関すること。
- (7) 関係書類の縦覧に関すること。
- (8) 標識の設置に関すること。
- (9) 終了届に関すること。
- (10) 名義貸しの禁止に関すること。

○許可を得た事業の土地所有者に対して

- (1) 土地所有者の義務に関すること。

○土砂等による埋立て等を行っている事業者に対して

- (1) 報告の義務に関すること。
- (2) 立ち入り検査に関すること。

8 命令、代執行、罰則、公表など

(1) 命令ができる範囲(条例第7条、第8条、第28条、第30条)

○許可申請が必要な事業者又は許可を得た事業者及びその土地の所有者に対して

- ・ 安全基準に適合しない土砂の使用に関する事業の停止命令 (条例第7条)
- ・ 構造基準に適合しない土砂等の埋立て等に関する改善命令 (条例第8条)

○許可を得た事業者に対して

- ・ 災害の発生を予防するための緊急措置命令(条例第28条)
- ・ 事業の廃止、事業の完了、事業の終了又は許可の取り消しに関して必要な措置を講ずる命令 (条例第30条)

○許可申請が必要な事業者又は許可を得た事業者に対して

- ・ 許可申請又は変更許可申請に違反して事業を行ったものに対し、必要な措置を講ずる命令 (条例第28条)

○命令の期限を過ぎても履行されず放置された土砂等について

- ・ 放置された土砂等が危険と判断した場合、行政代執行をなす場合がある。

(条例第28条の2)

(2) 許可の取り消しについて

○許可を受けた業者に対して

- (1) 安全基準に適合しない土砂の使用に関する命令又は構造基準に適合しない土砂等の埋立て等に関する命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により事業の許可、変更許可又は譲受けの許可を受けたとき。
- (3) 許可を受けた事業を1年以上行っていないとき。
- (4) 変更の許可を受けなければならない事項を勝手に変更したとき。
- (5) 市が付した許可条件に違反したとき。
- (6) 土砂の搬入届、土砂台帳の作成等、地質検査の報告・水質検査の報告、関係書類の縦覧、標識の設置の各規定に違反したとき。
- (7) 許可事業の相続を受けたものが、この条例による欠格者の場合
- (8) 名義貸しを行った者
- (9) 措置命令に違反した者

9 罰 則 (条例第37条～第39条)

(1) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (条例第37条)

○無許可での事業活動、命令違反の場合 など

(2) 50万円以下の罰金 (条例第38条)

○許可受者に義務付けられている届出を行わなかった、あるいは虚偽の報告を行った場合

○立入検査の拒否、妨害、虚偽の答弁を行った場合 など

(3) 30万円以下の罰金 (条例第39条)

○他法令による許可受の届出等を行わなかった場合

○許可受者に義務付けられている軽微な行為を、許可受者が行わなかった場合 など